

令和7年1月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月27日(月) 午後3時00分～午後4時20分

2.開催場所 三芳町役場 201会議室

3.出席委員 13人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	清水 高広
	塩野 智恵
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	井田 周
	田中 義行

4.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第67号 農用地利用集積等促進計画案の作成について

議案第68号 地域計画(案)における意見について

報告第51号 農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)

報告第52号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

報告第53号 農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件(報告)

報告第54号 県道の歩道整備事業に伴う農地買収の件(報告)

報告第55号 公共事業の施行に伴う一時転用の件(報告)

報告第56号 農地法施行規則第53条第1項第19号の規定による農地の試掘調査の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	三浦 康晴	事務局次長	小林 豊明	主 幹	江田 直也
主 事	三浦 涼太	主 事	石原 柊	主 事 補	清水 大輝

6. 会議の概要

会長 それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。
本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に1番島田裕康委員、5番塩野智恵委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の三浦主事を指名いたします。本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局 議案第67号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について、別紙のとおり
議案第68号、1、地域計画(案)における意見について、別紙のとおり
報告第51号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第52号、1、農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第53号、1、農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第54号、1、県道の歩道整備事業に伴う農地買収の件(報告)、別紙のとおり
報告第55号、1、公共事業の施行に伴う一時転用の件(報告)、別紙のとおり
報告第56号、1、農地法施行規則第53条第1項第19号の規定による農地の試掘調査の件(報告)、別紙のとおり

令和7年1月27日提出
三芳町農業委員会
会長 長谷川 清行
以上でございます。

会長 議案第67号番号1について、事務局より説明をお願いします

事務局 事務局より説明いたします。
1ページをご覧ください。
議案第67号は農用地利用集積等促進計画案の作成の件となっており、埼玉県農林公社が貸付人になった農用地促進計画(案)についての意見照会となります。なお、こちらの案件につきましては、後に説明します報告第53号番号1の合意解約の件と同地番の案件であり、公社から受け手間の変更、つまり再転貸の件となります。
番号1につきましては、筆数が多いため、2ページ目をご覧ください。
所在が〇〇〇〇から始まり、〇〇〇〇までの計21筆となります。
所在につきましては、3ページから18ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、〇〇〇〇、〇〇〇〇は農振地域であり、その他は農振農用地となります。
面積は計27,262㎡であり、権利は2ページにありますとおり賃借権及び使用貸借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
再転貸開始始期は令和7年4月1日からとなります。
終期につきましては以前の期限を引き継いでおりますので、存続期間につきましても、4月1日からの残存期間となります。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
借人につきましては、以前の借人の息子であり同一経営体となりますので、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっており、主たる経営作物は、ねぎ、きゃべつ、ブロッコリーとなります。
農作業従事日数については、申請者は300日で他に2人が満たしています。
また、申請人の経営体は、三芳町で43,684㎡の農地を現在経営されております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

5番委員 先日借人に話を伺ってきました。以前の借人と今回の借人は親子の関係です。経営は親子でやっており、借人は就農して間もないが、今後しっかりと農業経営をやってほしいという思いもあり農地中間管理機構を通して借りている農地の名義を息子に変更したいとのことでした。主に作付けをするのはねぎということで話を伺いました。慎重審議の程よろしく願いいたします。

会長 議案第67号番号1について何か意見ございませんか。

1番委員 本件は経営移譲になるのでしょうか、経営を分離することなのでしょうか

事務局 借人の世帯は町内で43,684㎡の農地で現在経営をしているが、そのうちの27,262㎡の中間管理機構を通して借りている農地について息子の名義に変更するため経営移譲ではありません。現段階では同じ経営体でやっていくが、将来的には息子が一人で経営することを目標としているということは何っております。

1番委員 わかりました

会長 他にご意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので議案第67号番号1は意見無しとします。
議案第68号番号1について観光産業課農業振興担当より説明をお願いします。

農業振興担当 それでは、地域計画の策定に伴う意見聴取についてご説明させていただきます。議案書の19ページをご覧ください。本件議案は農業経営基盤強化促進法第19条第6項で「市町村は地域計画を定め、またはこれを変更するときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならない」とされていることに基づき、地域計画案について三

芳町から農業委員会に意見聴取を行うものであります。当町においては各地区農家組合ごとに「地域計画」を6つ策定することにいたしました。

まずは20ページから23ページをご覧ください

こちらは上富一区の地域計画案となります。

「1.地域における農業の将来の在り方」「2.農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」及び「3.農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」につきましては、基本的に昨年6月の協議の場でお示したものと相違ありませんので割愛させていただきます。

また、「4.地域内の農業を担う者一覧」及び「6.目標地図」につきましても、昨年12月に三芳町農業委員会より答申頂いた目標地図の素案を基に作成した個人の細かい内容となっておりますので詳細については、割愛させていただきます。

ここでは各地区ともに、地域計画区域内の農地面積、またその内の農業振興地域内 農用地区域の面積、また地域内の農業を担う者の経営体数及び経営面積について読み上げさせていただきます。

上富一区、地域計画区域内の農地面積、97.3ha、

農業振興地域内 農用地区域面積、85.2ha

農業を担う者、62経営体、経営面積70.47ha

続きまして24ページから27ページをご覧ください。

上富中組、地域計画区域内の農地面積、91.3ha

農業振興地域内 農用地区域面積、85.9ha

農業を担う者、54経営体、経営面積77.05ha

続きまして28ページから32ページをご覧ください。

上富下組、地域計画区域内の農地面積、113.6ha

農業振興地域内 農用地区域面積、106.3ha

農業を担う者、74経営体、経営面積94.76ha

続きまして33ページから37ページをご覧ください。

北永井、地域計画区域内の農地面積、114.7ha

農業振興地域内 農用地区域面積、106.1ha

農業を担う者、94経営体、経営面積91.94ha

続きまして38ページから41ページをご覧ください。

藤久保、地域計画区域内の農地面積、59.7ha

農業振興地域内 農用地区域面積、52.0ha

農業を担う者、62経営体、経営面積43.89ha

続きまして42ページから45ページをご覧ください。

竹間沢、地域計画区域内の農地面積、57.7ha

農業振興地域内 農用地区域面積、33.6ha

農業を担う者、61経営体、経営面積34.53ha

地域計画の策定後につきましては、引き続き出し手受け手の意向を聴取しながら、完成度を高めていく予定です。

農業振興担当からは以上です。

会長

議案第68号番号1について何か意見ございませんか。

- 10番委員 地域計画案の「4.地域内の農業を担う者一覧」に記載されている経営面積は市街化区域の農地や、調整区域の農振地域農用地区域外の農地は除いた面積になっているのか
- 事務局 地域計画について市街化区域の農地は除かれていますが、調整区域の農振地域農用地区域外の農地は本人の意向により目標地図に色が付いていれば計上されております。
- 10番委員 わかりました。
- 会長 他にご意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、意見無しとします。
これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 事務局よりご報告いたします。
46ページをご覧ください。
報告第51号は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受理の件となっております。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇の1筆となっております。
所在につきましては、47ページから48ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑で、面積は1,490㎡となっております。
被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、
あっせんの希望は有りて受理済みです。
49ページをご覧ください。
報告第52号は、農地法第4条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇の1筆となっております。
所在につきましては、50ページから54ページまでの案内図、公図の写し、計画図、平面図、立面図をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。
面積は595㎡となっております。
申請人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由は、住宅敷地として受理済みです。
続きまして55ページをご覧ください。
報告第53号は、農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件です。こちらの件につきましては、議案第67号番号1でご審議頂いた再転貸に係る合意解約の件となりますので、所在の詳細につきましては割愛させていただきます。

所在が〇〇〇〇ほか20筆の計21筆となっております。
所在等につきましては、ページ戻りまして3ページから18ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

解約事由は合意解約で、解約引渡日は令和7年3月31日にて受理済みです。

続きまして57ページをご覧ください。

報告第54号は、県道の歩道整備事業に伴う農地の買収について、になります。
農地法において、農地を農地以外のものにする場合は許可を受けなければならない。と定められているところではありますが、農地法第4条第2項及び、同法第5条第1項において、「国又は都道府県等が道路、農業用排水施設その他の地域振興上の必要性の高いと認められる施設であつて農林水産省令に定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合」については、転用の制限例外、すなわち、許可不要となっております。

今回は埼玉県が行う県道の歩道整備事業に伴う収用であるため、これに該当いたします。内容につきまして、埼玉県川越県土整備事務所より農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

番号1につきましては、

分筆後買収地が〇〇〇〇、〇〇〇〇であり、買収面積が上から26.35㎡、211.27㎡となります。

所在につきましては、58ページから64ページまでの案内図、公図の写し、計画図、横断図、地積測量図をご覧ください。

登記原因日は令和6年6月27日で〇〇〇〇より買収しております。

続きまして、65ページをご覧ください。

報告第55号は、公共事業の施行に伴う一時転用の報告となります。

こちらは先ほどの報告第54号の県道の歩道整備事業に伴う工事の仮設ヤードのための一時転用であり、収用と同様に農地法第4条第2項及び、同法第5条第1項に該当すると解されるため、同じく制限例外による許可不要案件となります。内容につきまして、埼玉県川越県土整備事務所より農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

番号1につきましては、所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の一部の計2筆となっております。

所在につきましては、66ページから67ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から、2,488㎡のうち127㎡、836㎡のうち601㎡であり、権利が賃借権の設定です。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

事由は県道の歩道整備事業に伴う工事の仮設ヤードとなっております。

詳しい計画図につきましては、68ページをご覧ください。

転用期間は令和7年1月6日から令和7年4月30日までの一時転用ということで報告を受けております。

続きまして、69ページをご覧ください。

報告第56号は、三芳町教育委員会より提出された、農地法施行規則第53条第1項第19号の規定による農地の試掘調査に関する報告の件となります。

農地法施行規則第53条は、農地の転用のための権利移動の制限の例外となります。ここで定める事項は例外的に農地転用許可を要しないこととなっており、本案件は、農地法施行規則第53条第1項第19号に当たり、「地方公共団体が文化財保護法第九十九条第一項の規定による土地の発掘を行うため、農地を一時的に農地以外のものにするためこれらの土地につき使用及び収益を目的とする権利が設定される場合」に合致するため、農地転用許可は要らず、報告のみとなります。所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計5筆となっております。

所在につきましては、70ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。

面積が上から1,648㎡、555㎡、165㎡、1,700㎡、20㎡の計4,088㎡となっております。

なお、詳しい土地利用計画につきましては、71ページの土地利用計画図をご覧ください。

試掘調査期間は、令和7年1月7日から令和7年2月28日となっております。

掘削方法は、深さ1mから3m、長さ70mのトレンチを3本掘削予定となります。

被害防除方法は、試掘調査をする敷地外周にロープやネット等で囲いをするとのことです。

事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 7 年 2 月 25 日

議長 長谷川 清行

署名委員 島田 裕康

署名委員 塩野 智恵